

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。

学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組まれているものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

本年度、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも50人引き下げられることとなった。加えて、小学校4年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれたところである。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であるが、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1に復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、本市議会は、国に対し下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国庫負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

愛知県田原市議会

内閣総理大臣	}	宛
内閣官房長官		
文部科学大臣		
総務大臣		
財務大臣		